

上智枝川寮運営取扱要領

制定 令和2年5月1日

改正 2021年（令和3年）5月1日

改正 2022年（令和4年）4月1日

改正 2023年（令和5年）5月16日

（目的）

第1条 この取扱要領は、上智枝川寮（以下「枝川寮」という。）での生活において寮生が遵守すべき必要な規則を定め、寮生が安心安全に生活しやすい環境を作ること及び学校法人上智学院経理規程第6条第3項に基づき、枝川寮の寮費の取り扱いについて必要な事項を定め、適正な取り扱いが行われることを目的とする。

2 寮生は、この取扱要領を遵守しなければならない。

（遵守義務）

第2条 寮生は、枝川寮の利用にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

（1）寮内に加え、近隣の広場や公道での長時間滞在、大きな声での会話その他迷惑行為等を慎むこと。

（2）枝川寮の建物、設備の一切について、現状のまま使用するものとし、入寮許可時に定められた居室（以下「居室」という。居室の設備・備品等を含む。以下同じ。）を第三者に転貸したり、使用させたり、設備・備品等を持ち出したりしないこと。

（3）寮生（訪問者含む）が事由の如何を問わず枝川寮の建物及び設備等に損害を与えたときは、大学に対して損害を賠償すること。

（4）政治・宗教活動及び商行為、並びに賭事等の公序良俗に反する行為をしないこと。また、集会、募金活動を実施する場合は、事前に学生センターの許可を得ること。

（5）ペット（愛玩動物）の飼育をしないこと。

（6）ストーブ（電気・ガス・灯油式）や電気毛布、電熱器、ガスコンロ等は持ち込まないこと。寮内全域で直火を使用しないこと。また居室内に、クギを打ったり、穴をあけたり、ペンキを塗ったりしないこと。

（7）居室以外の共用スペースに私物を放置しないこと。

（8）節電・節水、防犯・防災に心がけること。

（9）ゴミを出す際は分別した上で、所定のゴミ置き場に捨てること。

（10）訪問者との面会は談話コーナーで行うこと（原則午前7時～午後10時）。訪問者に居室への入室及び宿泊をさせないこと。ただし、事前に寮管理人（以下「管理人」という。）から、引越し手伝い等を理由とする二親等以内の親族（原則として男性に限る）の入室許可を得た場合は、この限りではない。

（11）第15条に定める管理人等による居室の立ち入りを拒否しないこと。

（12）その他本学が定めるところに従うこと。

（入寮資格）

第3条 入寮資格は本学学部及び大学院に在籍する次に掲げる学生等とする。

（1）正規生

（2）交換留学生、ノンディグリー生及び研究生

（3）その他学生センター長が認めた者

（入寮申請）

第4条 入寮の申込は、本学ホームページに掲載されている募集要項に従い、指定された期間中のみ行う。

（入寮許可）

第5条 入寮の許可は、選考を経て学生センター長が行う。

2 入寮者の居室は、学生センター長が指定し、寮生が居室を希望又は指定することはできない。

3 寮の運営管理上必要と認められる場合には、入寮後に学生センター長は居室の移動を命じることができる。

（入寮手続き）

第6条 入寮を許可された者は、所定の入寮手続きを行うとともに、第12条に定める寮費を納入しなければならない。

（入寮期間）

第7条 入寮期間は2年を超えないものとし、第8条第1項に定める入寮日から同2項に定める退寮日までとす

る。ただし、学生センター長が特別に認める場合には、入寮期間を更新することができる。

2 前項に定める入寮期間の更新基準については、別に定める。

3 入寮許可の更新申請は定められた期間のみ受け付ける。

(入寮日及び退寮日)

第8条 入寮期間開始時の入寮日は、春学期は4月、秋学期は9月(詳細は年度ごとに学生センター長が定める。)とする。

2 入寮期間満了時の退寮日は、春学期は9月10日、秋学期は3月20日とする。ただし、交換留学生は別に定める。

3 前二項にかかわらず、学生センター長は入寮日及び退寮日を指定することができる。

(入寮許可の取消)

第9条 学生センター長は、入寮を許可された者が次の各号のいずれかに該当するとき、入寮の許可を取り消す。

(1) 正当な理由なくして、所定の期日までに入寮しないとき。

(2) 入寮申請時に提出した書類に、重大な虚偽の記載があることが判明したとき。

(退寮手続き)

第10条 寮生は、退寮しようとする場合、退寮前に所定の退寮手続きを行わなければならない。

2 寮生は第8条第2項に定める入寮期間の満了日(学生センター長が退寮日を指定している場合は当該日)までに退寮しなければならない。

3 入寮期間内に途中退寮を希望する場合は、退寮希望日の1か月前までに事務室に退寮届を提出しなければならない。

4 事務室に退寮届を提出した日が退寮希望日の1ヶ月前を経過している場合には、退寮届の提出日から起算して1ヶ月後を退寮日とし、別表3に基づき寮費を支払わなければならない。

5 退寮する者は寮内に私物を残置してはならず、私物を処分するために要する費用は退寮する者自身が負担する。

6 本学は、寮生が退寮する場合、次の対応をとることができる。

(1) 管理者が退寮前に居室の確認を行い、破損・汚損等が見つかった際は原状回復費用を退寮する者に請求すること。

(2) 残置物があった場合、当該残置物に対する所有権については退寮する者が自ら放棄したものとみなして処分すること。この場合において、処分に要した費用は退寮する者に請求すること。

7 寮生は、退寮に際し、本学に対して、居室及び造作設備について支出した諸費用の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の金銭請求をすることはできず、かつ、居室内に寮生の費用をもって設置した造作設備の買い取りを請求することはできない。

(退寮処分)

第11条 学生センター長が、入寮期間中に寮生が次の行為を行ったと判断した場合、退寮処分とする。

(1) 第2条に規定する遵守義務のほか上智枝川寮運営取扱要領に違反したとき。

(2) 寮内の共同生活の秩序や風紀を著しく乱す行為・言動をしたとき。

(3) 病気その他保健衛生上の事由により、寮内での共同生活に適さないとき。

(4) 寮の管理・運営に重大な支障がある行為をしたとき。

(5) 寮内、寮外に限らず、違法行為を行ったとき。

(6) 学則による処分を受けたとき。

(7) 公序良俗に反する行為をしたとき。

(8) 寮生として相応しくない行為をしたとき。

(9) 入寮に際して、入寮費及び所定の寮費を期日までに支払わないとき。

(10) 月々の寮費について連続して3ヶ月以上支払いが滞ったとき。

(11) 寮内の施設及び設備・備品等に故意又は過失による損害があった場合で、その損害を賠償する義務を履行しないとき。

(12) 入寮資格を失ったとき。

2 寮生は、前項による退寮処分を受けた場合は、その日から起算して2週間以内に枝川寮から退寮しなければならない。

(寮費の支払い)

第12条 寮生は入寮に際して、入寮手続きの際に定められた期日までに入寮費及び当該月の寮費を支払わなければならない。

- 2 寮費は別表1に定めるとおりとし、毎月の支払い期限までに当該月分を支払わなければならない。
- 3 支払われた入寮費及び寮費は返還しない。
- 4 入寮許可期間31日以内の寮費は別表2に定めるとおりとし、入寮許可期間32日以上の入退寮月の寮費は別表3に定めるとおりとする。
- 5 寮費については、前項に定めるもの以外の割引料金は設けない。

(枝川寮寮費補助制度)

第13条 経済的に困窮している枝川寮の入寮希望者を対象に枝川寮寮費補助制度を設ける。

2 学生センター長は、カトリック高等学校対象特別入試、推薦入試（指定校制及び公募制）、教育提携校特別推薦入試（静岡サレジオ高等学校及び上智福岡高等学校）、イエズス会高校特別推薦入試（栄光学園高等学校、六甲学院高等学校及び広島学院高等学校）及び上海日本人学校高等部推薦入試の新入生奨学金出願者のうち、枝川寮入寮を希望し、かつ所得基準が新入生奨学金の採用基準に達している者の中から毎年度2名を限度として枝川寮寮費補助学生（以下「寮費補助学生」という。）を選考し決定する。

3 寮費補助学生は、寮生サポーターとして寮運営を補助するため次の役割を担うものとする。

- (1) 寮文化の育成に資する催物（懇親会等）の各種企画及び実施
- (2) オリエンテーション等、新規入寮者の受入業務補助
- (3) 啓蒙、情宣活動（共有施設の衛生維持の呼びかけ、防火・防災の安全管理に関する啓発等）
- (4) その他、寮生活の円滑な運営に必要な事項

4 寮費補助学生の寮費は別表1に定める「寮費補助学生」の額を適用する。

5 寮費補助学生は、入寮期間更新に際して所得に関する書類を学生センター長に提出し、資格審査を行うものとし、選考及び資格審査の方法については、別に定める。

6 寮費補助学生が、本取扱要領その他の寮内諸規則及び入寮時の誓約事項に反する行為をした場合、学生センター長はその資格を取り消す。

7 寮費補助学生の資格を喪失した場合、資格喪失の翌月から、寮費は別表1に定める「一般学生」の額を適用する。

(運営体制)

第14条 寮内の運営業務は、次の各号に定める時間の区分に応じて、当該各号に定める者が行う。

- (1) 午前7時～午後9時 管理人
 - (2) 午後9時～午前7時 夜間警備員
- (居室の指定等)

第15条 寮生の居室は学生センター長が指定する。

2 寮生は、居室内の整備点検、防火、衛生、施設の保全等のため、一時的に居室の変更や管理人又は夜間警備員（以下「管理人等」という。）が入室する必要が生じた場合、管理人等の指示に従わなければならない。

3 管理人等は、緊急時、居室内で急を要する作業を行う等、必要だと判断した場合には、寮生の事前の了承なしに入室することができる。

(施設・設備の利用)

第16条 寮生は1階コミュニティールーム（談話室）を午前7時から午後10時まで利用することができる。ただし、私物の放置は厳禁とする。

2 学生センター長は、コミュニティールームの利用マナーが著しく悪いと認めた場合、利用を停止することができる。

(禁煙)

第17条 枝川寮は全域禁煙とし、かつ、寮生は周辺の路上での喫煙及び近隣の迷惑になるような喫煙をしてはならない。

(長期外泊)

第18条 寮生は、3泊以上の長期外泊をする場合、事前に所定の長期外泊届を管理人に提出しなければならない。

(車輛について)

第19条 自動車・自動二輪車（原付含）の寮周辺、近隣の道路、寮敷地内の駐車、駐輪は禁止とする。自転車用駐輪場の利用を希望する者は、事前に管理人に申し出て登録手続を行わなければならない。

(届出及び損害賠償)

第20条 寮生は、枝川寮の施設及び設備・備品等を破壊若しくは破損し、又は紛失した場合、速やかに、その旨を届け出るものとする。

2 寮生は、故意又は過失により、前項に規定する破壊若しくは破損、又は紛失により損害を生じさせた場合、

その損害を賠償するものとする。

附 則

この取扱要領は、2020年（令和2年）5月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2021年（令和3年）5月1日から改正、施行し、2021年（令和3年）4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、2022年（令和4年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この取扱要領は、2023年（令和5年）5月16日から改正、施行し、2023年（令和5年）4月1日から適用する。

[別表1 枝川寮寮費]

一般学生		寮費補助学生		光熱水費 インターネット利用料
寮費（月額）	入寮費	寮費（月額）	入寮費	
70,000円	70,000円	40,000円	免除	インターネット利用料は寮費に含む。 電気代、ガス代、水道代は実費とする。 （個別に供給会社と契約）

[別表2 枝川寮寮費（入寮許可期間31日以内）]

	一般学生
滞在期間が1日～10日間	23,000円
滞在期間が11日～20日間	46,000円
滞在期間が21日～31日間	70,000円

[別表3 枝川寮入退寮月の寮費（入寮許可期間32日以上）]

	一般学生	寮費補助学生
当該月の21日～末日に入寮 当該月の1日～10日に退寮	23,000円	13,000円
当該月の11日～20日に入寮・退寮	46,000円	26,000円
当該月の1日～10日に入寮 当該月の21日～末日に退寮	70,000円	40,000円

※ただし、春学期一斉入寮（3月末）の3月分寮費は免除、秋学期一斉入寮（9月16～20日頃）の9月分寮費は一般学生23,000円、寮費補助学生13,000円とする。